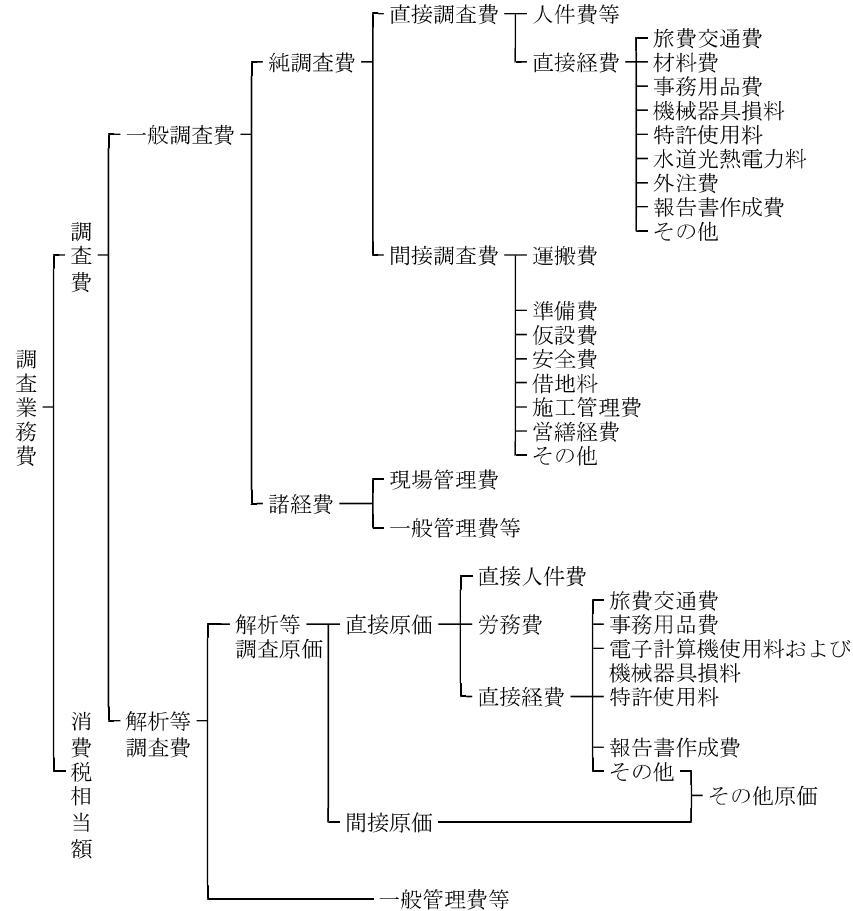


広島県では、平成27年5月1日より、諸経費等一部改正します。

### 森林整備保全事業の調査・測量・設計等を外注する場合の取扱要領の制定について

改 正 後	現 行
<p>別紙</p> <p>森林整備保全事業の調査・測量・設計等を外注する場合の取扱要領</p> <p>第1～第3　〔略〕</p> <p>第4　調査業務の積算基準 第2の1の調査業務を外注する場合には、次の基準により積算を行うものとする。</p>	<p>別紙</p> <p>森林整備保全事業の調査・測量・設計等を外注する場合の取扱要領</p> <p>第1～第3　〔略〕</p> <p>第4　調査業務の積算基準 第2の1の調査業務を外注する場合には、次の基準により積算を行うものとする。</p>

## 1 調査業務費の構成

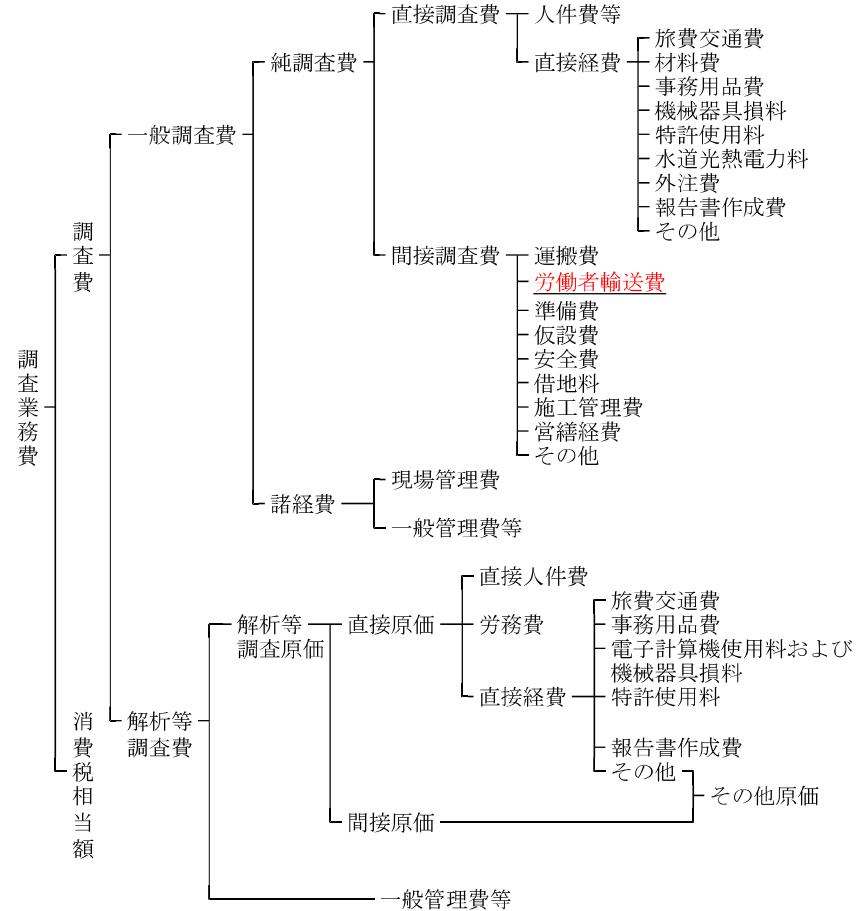


## 2 構成費目の内容

調査業務費は、調査費と消費税相当額に区分し、その内容は次のとおりとする。

- (1) 調査費
  - ア 一般調査費の積算
  - (ア) 純調査費
    - a [略]
    - b 間接調査費
      - (a) 運搬費

## 1 調査業務費の構成



## 2 構成費目の内容

調査業務費は、調査費と消費税相当額に区分し、その内容は次のとおりとする。

- (1) 調査費
  - ア 一般調査費の積算
  - (ア) 純調査費
    - a [略]
    - b 間接調査費
      - (a) 運搬費

調査作業を実施するために必要な機械器具及び資機材運搬、試料やコアの運搬、現場内小運搬、技術者及び労務者の輸送に要する経費

[削除]

(b)～(h) [略]

(i) [略]

イ [略]

3 調査業務費の積算（建設コンサルタント等に委託する場合）

調査業務費は、次により積算するものとする。

調査業務費＝調査費＋消費税相当額

$$= (\text{一般調査費} + \text{解析等調査費}) + \text{消費税相当額}$$

(1) 調査費の積算

ア 一般調査費の積算

一般調査費の積算は、次により行うものとする。

$$\text{一般調査費} = \text{純調査費} + \text{諸経費} = \text{純調査費} \times (1 + \text{諸経费率})$$

(ア) 純調査費

a [略]

b 間接調査費

(a) [略]

[削除]

機械器具及び諸資材の運搬に要する経費

(b) 労務者輸送費

労務者の輸送に要する経費

(c)～(i) [略]

(i) [略]

イ [略]

3 調査業務費の積算（建設コンサルタント等に委託する場合）

調査業務費は、次により積算するものとする。

調査業務費＝調査費＋消費税相当額

$$= (\text{一般調査費} + \text{解析等調査費}) + \text{消費税相当額}$$

(1) 調査費の積算

ア 一般調査費の積算

一般調査費の積算は、次により行うものとする。

$$\text{一般調査費} = \text{純調査費} + \text{諸経費} = \text{純調査費} \times (1 + \text{諸経费率})$$

(ア) 純調査費

a [略]

b 間接調査費

(a) [略]

(b) 労働者輸送費

純調査費（労働者輸送費、安全費及び営繕経費を除く。以下同じ。）

の額に次表に掲げる労働者輸送費の率等であって当該純調査費の額が該当する区分に対応するものを乗じ、又は加えて算出するものとする。

ただし、これにより算出される額がその該当する各区分の上段の区分において算出される額の最高額に達しないときは、当該最高額まで増額することができるものとする。

純 調 査 費 の 区 分	労務者輸送費の率等
ア 1,000千円以下の場合	1,000分の70
イ 1,000千円を超える場合	55
ウ 2,000千円を超える場合	43
エ 5,000千円を超える場合	33
オ 8,000千円を超える場合	20
カ 20,000千円を超える場合	17
キ 30,000千円を超える場合	13
ク 50,000千円を超える場合	8
ケ 100,000千円を超える場合	800千円

(b) 準備費  
[文、略]

直接調査費の区分	準備費の率等
[略]	[略]

(注) P : 直接調査費 (千円止め)

(c)～(f) [略]

(g) 営繕経費

純調査費 (安全費及び営繕経費を除く。) の額に次表に掲げる営繕経費の率であって当該純調査費の額が該当する区分に対応するものを乗じて算出するものとする。

ただし、これにより算出される額がその該当する各区分の上段の区分において算出される額の最高額に達しないときは、当該最高額まで増額することができるものとする。

なお、大規模なポーリング調査等であって、上記の算出方法によることが適切でない場合には、積み上げにより積算することができるものとする。

[表、略]

(h) [略]

(i) 諸経費

諸経費は、現場管理費と一般管理費等を一括して積算するものとし、その額は純調査費の額に次表に掲げる諸経費の率であって当該純調査費の額が該当する区分に対応するものを乗じて算出するものとする。

純調査費の区分	諸経費の率
100万円以下	<u>52.0%</u>
100万円を超え3000万円以下	次の算出式により求められた率
3000万円を超えるもの	<u>32.8%</u>

算出式

$$Z = A \times Y^b$$

(注) Z : 諸経费率 (単位%)

Y : 純調査費 (単位円)

A : 変数値 = 335.58

b : 変数値 = -0.135

諸経费率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して、第1位止めとする。

(c) 準備費  
[文、略]

直接調査費の区分	準備費の率等
[略]	[略]

(注) P : 直接調査費 (単位千円)

(d)～(g) [略]

(h) 営繕経費

純調査費の額に次表に掲げる営繕経費の率であって当該純調査費の額が該当する区分に対応するものを乗じて算出するものとする。

ただし、これにより算出される額がその該当する各区分の上段の区分において算出される額の最高額に達しないときは、当該最高額まで増額することができるものとする。

なお、大規模なポーリング調査等であって、上記の算出方法によることが適切でない場合には、積み上げにより積算することができるものとする。

[表、略]

(i) 諸経費

諸経費は、現場管理費と一般管理費等を一括して積算するものとし、その額は純調査費の額に次表に掲げる諸経費の率であって当該純調査費の額が該当する区分に対応するものを乗じて算出するものとする。

純調査費の区分	諸経費の率
100万円以下	<u>47.1%</u>
100万円を超え3000万円以下	次の算出式により求められた率
3000万円を超えるもの	<u>28.0%</u>

算出式

$$Z = A \times Y^b$$

(注) Z : 諸経费率 (単位%)

Y : 純調査費 (単位円)

A : 変数値 = 385.8

b : 変数値 = -0.1523

諸経费率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して、第1位止めとする。

イ 解析等調査費の積算

(ア) [略]

(イ) その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(その他原価) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 $\alpha$  は解析等調査原価（直接経費の積上計上分及び労務費を除く。）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

(ウ) 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{解析等調査原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 $\beta$  は解析等調査費に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

(エ) [略]

4 [略]

第5 測量業務の積算基準

1・2 [略]

3 測量業務費の積算

(ア) [略]

(イ) 直接測量費

ア [略]

イ 直接経費

(ア) 旅費交通費

次表を参考として、発注者が定めている旅費に関する規則等に準じて積算するものとする。

技術者の名称	旅費交通費の額
測量主任技師	[略]
測量技師	[略]
測量技師補	[略]
測量助手	[略]
測量補助員	同上
測量船操縦士	同上

(イ)～(オ) [略]

イ 解析等調査費の積算

(ア) [略]

(イ) その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(その他原価) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 $\alpha$  は解析等調査原価（直接経費の積上計上分を除く。）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

(ウ) 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{解析等調査原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 $\beta$  は解析等調査費に占める一般管理費等の割合であり、30%とする。

(エ) [略]

4 [略]

第5 測量業務の積算基準

1・2 [略]

3 測量業務費の積算

(ア) [略]

(イ) 直接測量費

ア [略]

イ 直接経費

(ア) 旅費交通費

次表を参考として、発注者が定めている旅費に関する規則等に準じて積算するものとする。

技術者の名称	旅費交通費の額
測量主任技師	[略]
測量技師	[略]
測量技師補	[略]
測量助手	[略]
〔新設〕	〔新設〕
〃	〃

(イ)～(オ) [略]

※赤枠の精度管理費については、平成27年8月1日以降  
の設計に係るものについて適用

ウ 精度管理費

精度管理費は次により積算するものとする。

$$\text{精度管理費} = (\text{人件費等} + \text{機械器具損料}) \times \text{精度管理費率}$$

精度管理費は、測量の種類ごとに次のものとする。

[表、略]

(注) 1 溪間工及び山腹工の踏査選点、平面図作成及び打合せ協議は、精度管理費の対象としない。

2 二車線林道測量及び一車線林道測量の計画・準備、土質区分・その他調査、伐開、用地測量（境界点測量、製図及び面積計算を除く）及び保安林調査は、精度管理費の対象としない。

(3) 諸経費

諸経費は、間接測量費と一般管理費等を一括して積算するものとし、その額は直接測量費の額に次表に掲げる諸経費の率であって当該直接測量費の額が該当する区分に対応するものを乗じて算出するものとする。

直接測量費の区分	諸経費の率
50万円以下	91.2%
50万円を超え1億円以下	次の算出式により求められた率
1億円を超えるもの	51.7%

算出式

$$Z = A \times Y^b$$

(注) Z : 諸経费率 (単位%)

Y : 直接測量費 (単位円)

A : 変数値 = 371.23

b : 変数値 = -0.107

諸経费率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して、第1位止めとする。

(4) [略]

第6 [略]

別表技術者の資格区分

1 [略]

ウ 精度管理費

精度管理費は次により積算するものとする。

$$\text{精度管理費} = (\text{人件費等} + \text{機械器具損料}) \times \text{精度管理費率}$$

精度管理費は、測量の種類ごとに次のものとする。

[表、略]

(3) 諸経費

諸経費は、間接測量費と一般管理費等を一括して積算するものとし、その額は直接測量費の額に次表に掲げる諸経費の率であって当該直接測量費の額が該当する区分に対応するものを乗じて算出するものとする。

直接測量費の区分	諸経費の率
50万円以下	87.8%
50万円を超え1億円以下	次の算出式により求められた率
1億円を超えるもの	44.9%

算出式

$$Z = A \times Y^b$$

(注) Z : 諸経费率 (単位%)

Y : 直接測量費 (単位円)

A : 変数値 = 462.5

b : 変数値 = -0.1266

諸経费率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して、第1位止めとする。

(4) [略]

第6 [略]

別表技術者の資格区分

1 [略]

2 測量業務

技術者の名称	技 術 経 歴
測量主任技師	[略]
測量技師	[略]
測量技師補	[略]
測量助手	[略]
<u>測量補助員</u>	—
<u>測量船操縦士</u>	船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）の規定による登録を受けている者

3 [略]

2 測量業務

技術者の名称	技 術 経 歴
測量主任技師	[略]
測量技師	[略]
測量技師補	[略]
測量助手	[略]
[新設]	[新設]
"	"

3 [略]